



国勢調査



平成 17 年 10 月 1 日 (土)

10 月 1 日は、国勢調査の日！

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となります。
 - 9 月下旬から 10 月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布と受け取りに伺います。
 - 国勢調査の結果は、少子高齢社会への取組や皆さんのまちづくりに生かされます。
 - 調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査票に記載された内容は、保護されます。
- ※ 皆様のご理解とご協力をお願いします。

揖斐川町役場 総合政策課 ☎22-2111 (内線 141)

道路交通センサス調査のおしらせ

道路は、私たちの日常生活や経済活動に欠かすことのできない、最も基本的な社会資本です。わが国の道路は、昭和 29 年度に第 1 次道路整備五箇年計画が策定されてから、計画的に整備されてきました。しかし、モータリゼーションの進展は目覚ましく、現在も道路整備に対して多くの課題が残されています。また、社会にはライフスタイルの多様化、情報化社会の到来など新たな変化が生じています。

これらの道路整備の課題やさまざまなニーズに対応して、円滑で快適な道路交通を実現するためには、地域と地域交通の状況について十分に認識する必要があります。このため、国土交通省では、交通量や道路利用の状況を全国的な規模で調査する「道路交通センサス」を次のとおり実施しますので、皆様のご協力をお願いします。

■調査の種類

1. 交通量調査【10 月 16 日 (日)、19 日 (水)】
※主要な交差点で、自動車・自転車・歩行者の交通量を調査します。
2. オーナーインタビューOD調査【10 月中旬順次】
※調査員が車の所有者などの自宅にうかがい、車の経路についてアンケート調査をします。
3. 路側OD調査【10 月 16 日 (日)、19 日 (水)】
※自動車を道路脇に止めていただき、行き先などを聞き取り調査をします。

詳しくは、揖斐建設事務所道路建設課 (☎23-1111) までお尋ねください。

10 月は「土地月間」です —土地問題を考えてみましょう—

国土交通省では 10 月を「土地月間」と定め、土地問題の解決などのために各種活動に力を入れることとしています。土地は現在および将来における国民の限られた資源です。土地基本法では、4 つの「土地についての基本理念を定めています。

- ①土地利用については、公共の福祉を優先されるものとする
- ②土地は適正かつ計画的に利用されるものとする
- ③投機的取引の対象とされてはならない
- ④価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする

この基本理念を尊重し、明るい未来をつくりましょう。

また、次の土地を売買したときは、契約後 2 週間以内に土地売買等届出書を市町村の窓口へ提出し、県に届けることになっています。

【届出対象面積】

- | | | |
|-----------------|-----------|--------------------|
| ・市街化区域 | 1,000㎡以上 | |
| ・市街化区域を除く都市計画区域 | 5,000㎡以上 | (揖斐川地区) |
| ・都市計画区域外 | 10,000㎡以上 | (谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地区) |

【お問合せ先】 役場企画部総合政策課 ☎22-2111